

平成28年(ワ)第758号等 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

原告第23準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2020年7月27日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田	秀樹	
同	笹田	参三	
同	小林	明人	代
同	井上	卓也	代
同	山本		妙
同	岡本	浩明	代
同	見田村	勇磨	代
同	安藤		博代
同	樽井	直樹	代
同	原	秀一	代
同	清水		勉代
同	武藤	糾明	代

被告国の2020年5月8日付け第5準備書面に対して下記のとおり主張する。

記

第1 上記準備書面の第1について

原告らの請求が特定されていること、憲法13条のプライバシー権（人格権）が抹消請求の根拠となることについては、既に主張しているとおりである。

第2 同第2について

被告国は、警察庁警備局が原告らに係る情報を保有していることにつき、十分な立証がされているとはいえないと主張する。

この点は、そもそも原告側が立証すべき事柄ではなく、法治国家の一組織として公安警察活動を行っている警察庁警備局の代弁者である被告国側において国民に説明すべき事柄である。別に原告第24準備書面で説明するとおり、警察庁警備局と都道府県警察警備部は公安警察活動に関する一定の情報（個人情報を含む）を特定秘密として保有していることからして、特定秘密に指定されていない個人情報についても保有していることは明らかである（行政秘密が様々な条件の変化や他の情報との組み合わせにより特定秘密に「格上げ」になることがあり得るのである）。

原告らとの関係についてみると、2015年5月26日に開かれた参議院第189回国会内閣委員会第9号において、当時の山谷えり子国家公安委員長は、「大垣署の警察官が関係会社の担当者と会っていたという報告を受けております。」と答弁している。また、同年6月4日の同委員会第12号において、当時の高橋清孝警察庁警備局長は、「本件につきましては、岐阜県警察より報告を受けておりました、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っております。」と答弁している。これらの答弁をみるだけでも、警察庁警備局が岐阜県警警備部から原告らの個人情報を含む情報提供を受けていることは明らかである。

以上より、警察庁警備局が、原告らが抹消を求めている情報を有していること

は明らかである。

第3 同第3について

被告国は、警察庁警備局が原告らに係る情報を保有しているとしても、原告らは、抹消請求が認められるための主張・立証を行っていないと主張する。

この点、被告国も述べるように、行政機関は法令の範囲内においてのみ、情報を収集等することが許される。法令が許容する要件を満たさない情報収集は、国民のプライバシー権等を侵害する違憲、違法な行為であり、許されない。したがって、行政機関こそが、まずはその情報収集等の根拠法令及びその法令の要件該当性を主張・立証しなければならない。行政機関が根拠法令及び法令の要件該当性を主張・立証した場合に、なおそれが社会通念上許容されないことを国民が主張・立証するという構造である。

本件において、被告国は、本件情報収集等がいかなる法令に基づくものか、そして、その法令の要件をいかに満たしているのかについて全く主張しておらず、根拠法令すら不明というほかない。もし、被告国が、原告らの主張に対し、上記のように反論するのであれば、収集の法的根拠として警察法2条1項以外の具体的な権限規定を主張すべきであるし、議事録に記載された警察官らの発言にある原告らの個人情報の利用（第三者提供）の仕方が適正であることを具体的に主張すべきである。しかるに、被告国はこのような主張を一切行っていない。

逆に、議事録の記載にあるような警察官の発言（原告らの個人情報の第三者提供）が問題であったことを自認するのであれば、警察内部における個人情報利用の運用基準や、それからの逸脱が本件で例外的に起こってしまった原因を示し、通常ではこのようなことはあり得ない（従って保管し今後利用することは正当である）という主張をすべきである。しかるに、被告国はこのような主張もしていない。

そうだとすると、被告国は、警察庁警備局が原告らの個人情報を収集・保管し

てきたことについても、その利用についても、法律に基づいた的確な説明ができない状態に陥っていると解さざるを得ない。言い換えると、収集も保管も違法と言わざるを得ず、利用も違法と言わざるを得ないということである。

したがって、本件情報収集等が合法となる余地などないのであるから、原告らが、社会通念上許容されないことを主張・立証するまでもなく、警察庁警備局の本件情報収集等は、違憲、違法である。

第4 同第4について

被告国は、情報ごとに収集の方法等が異なるものであるから、抹消を求める対象の情報の特定が不十分であれば当該情報ごとの違法性が判断できないと主張する。

しかし、これまでも繰り返し主張してきたとおり、原告らの請求する抹消の対象は、警察庁警備局が保有している原告らの情報全てである。原告らは、警察庁警備局が保有している原告らの情報は全て違法に収集されたものであると主張している。このように、原告らの抹消請求は十分に特定されている。しかるに、被告国は、本件情報収集等の適法性について、その根拠法令や法令の要件該当性について具体的に全く主張しない。

したがって、警察庁警備局が保有している情報は全て違法であるから、特定が不十分であって情報ごとの違法性が判断できないという被告国の主張は失当である。

第5 同第5について

被告国は、原告らの情報は、私事性や秘匿性が乏しく、法的保護の対象とはならないと主張する。

確かに、私事性や秘匿性が高ければ法的保護の必要性も高まる。しかし、従来、秘匿性が低いと分類されがちだった氏名などの個人識別情報であっても、今日で

は法的保護の対象となると解するのが一般的になっている。2006年11月1日に施行された改正住民基本台帳法では、それまで自由閲覧だった住民基本台帳を国や地方自治体の事務遂行（11条）、私人による統計調査・世論調査など（11条の2）に限るようになった。また、すでに述べたように、DV夫から逃げている妻子にとっては、夫や夫の協力者だけには自分たちの現住所を知られたくないという切実な欲求があり、それは法的に保護されるようになっており、誤って提供してしまったような場合は不法行為責任が発生する。大学生の氏名・住所・電話番号・学籍番号についても、これが秘匿性が低い情報に分類されるとしても、特定の講演者の講演会の参加者として、同意なく公安警察に提供された場合に権利侵害性を認めた裁判例がある（江沢民国家主席早稲田講演事件。原告第4準備書面）。近時、最高裁第2小法廷平成29年10月23日判決は、通信教育会社が管理していた顧客の氏名・性別・生年月日・郵便番号・住所・電話番号・保護者の氏名といった個人情報外部に漏えいしたことに対する損害賠償請求の事案において、「本件個人情報は、上告人のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである」として上記江沢民講演事件判決を引用したうえで、「上記事実関係によれば、本件漏えいによって、上告人は、そのプライバシーを侵害されたといえる。」と判示した。このような傾向は、個人識別情報が特定の個人の情報を集積するベースとして利用されてしまうことの危険性を、裁判所が意識するようになったからにほかならない。

原告らの個人識別情報を初めとする個人情報が、一般論として秘匿性が低いものとして分類されていたとしても、上記江沢民講演事件判決によれば、公安警察との関係では収集され利用されたくないと考えられることはもつともであり、法的保護に値する。個人情報の保護の要請の程度が個人情報の性質だけでなく、だれにどのような目的で利用されるかによって異なるからこそ、自己を特定するために多くの場合、自ら名乗り出る氏名情報であっても、個人は自分が嫌いな人や嫌悪する人には名乗らないものであるし、行政との関係であっても、性別や生年

月日を告げなくてよいとする地方自治体の事務処理が変化しつつあるように、行政機関が個人の情報を収集することについては慎重になる傾向にあり、公権力として個人情報を収集する以上は法令の根拠が必要となるのである。

以上のように、従来、秘匿性が高くないと分類されがちだった個人情報であっても、法令の根拠なく収集等すれば権利侵害となることは明らかであって、被告国の主張は失当である。

第6 第6について

1 被告国の主張

被告国は、①平成28年仙台高裁判決およびその原審である仙台地裁判決は差し止め請求を不適法却下しているのであるから、原告らの抹消請求の論拠にはならない、②平成28年仙台高裁判決の「この点を判断するにあたっては、情報収集行為の目的、必要性、態様、情報の管理方法、情報の私事性、秘匿性の程度、個人の属性、被侵害利益の性質、その他の事情を総合考慮する必要がある」という判示を引用したうえで、原告らの主張する情報は私事性・秘匿性が乏しいことから岐阜県警警備部の情報収集行為が違法ではない、と主張する。

しかし、いずれの主張も本件には妥当しない。

2 ①の点について

自衛隊情報保全隊の事案では、原告らは、結論部分も含めて、原告らの請求を肯定する論拠になるとは主張していない。あくまでも違法性の判断として参考になると主張したものである。

仙台地裁判決の主張整理によれば、同事件の原告らは、「情報保全隊が原告らを含む国民に対し現在も『表現活動の監視による情報収集等』を、日常的、恒常的、継続的に全国各地において継続していることは疑いのないところである」としてその差止を求めたのに対して、判決は、「(原告らの主張では) 差止めの対象

たる将来の行為を具体的に特定する機能を有しているとはいえないから、原告らの差止請求に係る訴えは、不適法といわざるを得ない。」として請求を却下した。差止の対象が特定していないことを理由とする却下の判断であった。平成28年仙台高裁判決も同様である。この事案では、情報保全隊が将来、原告らの個人情報を収集するか否かどのような情報を収集し、どのように利用するか、それが情報保全隊の権限に属することとして法的に認められるかは、訴訟係属中の時点では特定できず、判断のしようがないし、将来、原告らの生存中、情報保全隊の設定する個人情報の収集基準によって個人情報を収集すべき対象者にならないということは確定できない。情報保全隊（防衛省）として将来に向かって原告らの個人情報を絶対に収集しないと保障できないのは当然である。将来の問題について裁判所が原告の請求を却下したのは当然である。

これに対して、本件で原告らが問題にしているのは、岐阜県警警備部及び警察庁警備局がすでに収集・保管している原告らの個人情報についてであり、最終的には本件訴訟第一審の口頭弁論終結時までに岐阜県警警備部及び警察庁警備局が収集した原告らの個人情報に明確に限定し、その差止（抹消）を求めているのであり、それ以降収集する原告らの個人情報は差止の対象にしていない。すなわち、本件はすでに収集された情報を抹消せよという請求であって、自衛隊情報保全隊事案のような将来請求ではないから、不適法却下という主張は本件には当てはまらない。

3 ②の点について

平成28年仙台高裁判決が示している判断基準は、一般的に考えられる項目を並べただけのものであって、事案によって異なる項目ごとの重要性の高低を判断することができないから、法的規範としてはほとんど意味をなさない。

自衛隊情報保全隊事案と本件事案の最大の違いは、国（及び県）の行政機関がだれのどのような個人情報を収集していたかということに止まるか、その利用実

態までが明らかになったかという点である。

ムスリム違法調査事案（原告第6準備書面）も、警視庁外事課が日本国内に生活するイスラム教徒の様々な個人情報を保管していたことが判明しただけで、その利用実態は具体的に明らかになっていない。そのために、収集目的に一定の合理性があれば、収集内容が明らかに過剰でなく、管理が適正であるならば適法とされる可能性が高くなる。自衛隊情報保全隊事案はこのような事案である。

しかし、個人情報保護、プライバシー保護の問題を考えると、だれのどのような個人情報を何のために収集したかという入り口の問題も重要であるが、それ以上に重要なのは取得後、当該個人情報をどのように利用しているか誰に提供しているかである。なぜなら、本人の知らない利用法によって、本人の知らないうちに本人が不利益を被りかねない、しかも本人はそのことに気づいていないので、その利用の停止を求めることができないという不利益の連鎖が延々と続くからである。

本件はムスリム違法調査事案や自衛隊情報保全隊事案と異なり、訴外シーテック社の議事録により、岐阜県警警備部及び警察庁警備局が長年にわたり密かに原告らの個人情報を収集し、それを訴外シーテック社との関係で、原告らの危険性を煽るような言い方で虚偽を交えて情報提供しており、到底、正当な警察活動と言えるものではないことが明らかになった。したがって、原告らはこのような正当な警察活動とは言えない利用の仕方がなされている実情をも踏まえて、岐阜県警警備部及び警察庁警備局が保管する原告らの個人情報の差止（抹消）を求めているのである。

先にも述べたように、被告国が原告らのこのような主張に反論するのであれば、収集の法的根拠として警察法2条1項以外の具体的な権限規定を主張すべきであるし、議事録に記載された警察官らの発言にある原告らの個人情報の利用（第三者提供）の仕方が適正であることを具体的に主張すべきである。しかるに、被告国はこのような主張を一切行っていない。

逆に、議事録の記載にあるような警察官の発言（原告らの個人情報の第三者提供）が問題であったことを自認するのであれば、警察内部における個人情報利用の運用基準や、それからの逸脱が本件で例外的に起こってしまった原因を示し、通常ではこのようなことはあり得ない（従って保管し今後利用することは正当である）という主張をすべきである。しかるに、被告国はこのような主張もしていない。

そうだとすると、被告国は、原告らの個人情報を集積してきたことについても、その利用についても、法律に基づいた的確な説明ができない状態に陥っていると解さざるを得ない。言い換えると、収集も利用も違法と言わざるを得ず、保管も違法と言わざるを得ないということである。

以上